

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和元年5月14日(火)
開会 午後2時3分
閉会 午後2時19分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀巖、梶谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長、大野慎治議員、水野忠三議員
宮川隆議員
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項

(1) 閉会中の継続審査について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：定例会前など議会運営委員会開催のための閉会中の継続審査申出である。これまで4年に1回改選後の臨時議会で提出していたようだ。

4年に1回が妥当なのか1年に1回が妥当なのか。

梅村議長：そもそも必要なのかという疑問もある。常任委員会は会期ごとに会期末に継続審査事項として諮ってきたところであるが、議会運営委員会は改選ごとにということで、今日に至っているのかとも思われる。

梶谷委員：最近では議会基本条例推進協議会で様々な議論が行われているが、このような議論はこれまで記憶にない。

須藤委員長：議運は継続審査として改選時のみ提出しているのか。

梅村議長：そのとおりである。議会運営委員会は閉会中であろうが開催できるという認識であれば問題はない。このような申出も必要ない。ただし、これまで改選後の臨時会で議会運営委員会の閉会中の継続審査として申し出ていたということは必要ではないかとも考える。

堀委員：確認していないか。

議会事務局統括主査：本日の会議前に改めて課題として浮上したので確認は取れていない。

梶谷委員：4年前は継続審査申出として行ったか。

梅村議長：4年前は行っている。それまでの慣例になったところと思われる。

大野議員：会派間の異動があるときなど、議会運営委員会の委員の人数に変更があるときなどを想定して、このような閉会中の継続審査事項としているのではないか。臨機応変な対応を想定しているのではないか。

梅村議長：確認出来ていないところで申し訳ないが、様々な想定を元に継続審査をこれまで申し出ているのであれば、今回も必要になってくるかとも考える。

須藤委員長：今回は申出をしておいて、このあと今後のために確認しておいてはどうか。

堀委員：閉会中の継続審査は付託された議案を閉会中もなお審査するものであって、議会運営委員会は自治法で決められたことを審査するのであって、すなわち、それ以外は審査もできない。自治法の逐条解説はどのようなか。

議会事務局統括主査：逐条解説にこの点について次の解説がある。「議会運営委員会も他の委員会と同様、原則としてその活動は議会の開会中に限られる。しかし、その性格上、議会の開会日、議会日程を調整しなければならないことを考えられ、この場合第8項の閉会中の審査の規定により、前回の会期末の所要の手続きを取っておくことが必要である。」と解説されている。

各委員：毎回必要か。

議会事務局統括主査：これを読む限り正しくはそのようである。

各委員：今回は議会運営委員会の継続審査申出として取り扱う。

須藤委員長：継続審査申出として取り扱うこととする。

議会事務局統括主査：より詳しく確認はする。

(2) その他

特になし。

10 その他

特になし。